

## 議案第43号

### 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

次のおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(302) 略

(303) 建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録（同条第3項の規定に基づく更新の登録を含む。）1件につき25,000円

(304)～(315の4) 略

(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合す

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(302) 略

(303) 建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録（同条第3項の規定に基づく更新の登録を含む。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 1級建築士事務所 1件につき17,000円

イ 2級建築士事務所又は木造建築士事務所 1件につき12,000円

(304)～(315の4) 略

(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合す

るかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)

ア 次の(ア)に掲げる部分及び(ウ)に掲げる部分を有する建築物に係る低炭素建築物新築等計画 次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額

(ア) 住宅の用に供する部分（共同住宅の共用部分（住人が共同で使用する部分をいう。以下同じ。）を除く。）

次の表の左欄に掲げる住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
	低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの（以下この号において「適合証」という。）の添付がない場合（簡易評価方法として知事が定めるもの（以下この号、第315号の7及び第315号の9において「簡易評価法」という。）によって認定する場 合を除く。）
	簡易評価法 によって認 定する場合
	略

るかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)

ア 次の(ア)に掲げる部分及び(ウ)に掲げる部分を有する建築物に係る低炭素建築物新築等計画 次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額

(ア) 住宅の用に供する部分（共同住宅の共用部分（住人が共同で使用する部分をいう。以下同じ。）を除く。）

次の表の左欄に掲げる住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
	低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの（以下この号において「適合証」という。）の添付がない場合（簡易評価方法として知事が定めるものによって認定する場合（以下この号、第315号の7から第315号の9まで及び第315号の11において「簡易評価法の場 合を除く。）
	簡易評価法 の場合
	略

		合」という。)を除く。)	
略			

(イ) 共同住宅の共用部分 次の表の左欄に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証の添付がない場合（簡易評価法の場合を除く。）	簡易評価法の場合
略	略	

(ウ) 住宅の用に供する部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。） 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証の添付がない場合（簡易評価法の場合を除く。）	簡易評価法の場合
略	略	

略			

(イ) 共同住宅の共用部分 次の表の左欄に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証の添付がない場合（簡易評価法によって認定する場合を除く。）	簡易評価法によって認定する場合
略	略	

(ウ) 住宅の用に供する部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。） 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証の添付がない場合（簡易評価法によって認定する場合を除く。）	簡易評価法によって認定する場合
略	略	

イ〜エ 略

(315の6) 略

(315の7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律  
(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)  
第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係るもの 次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の床面積の区分（増築又は改築をする場合には、当該増築又は改築をする建築物の部分の延べ面積の合計により算定した区分とする。以下この号及び次号において同じ。）に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	標準的な評価方法として知事が定め	簡易評価法と同様の評価方法を一部の基

イ〜エ 略

(315の6) 略

(315の7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律  
(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)  
第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 工場等（工場その他知事が定める建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）でない非住宅部分及び工場等である非住宅部分を有する建築物の新築に係るもの 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

るもの（第315号の9において「標準評価法」という。）によって判定する場合	準について用いる方法（第315号の9において「併用評価法」という。）によって判定する場合	
1 一戸建ての住宅 （1）床面積の合計が200平方メートル未満	1 件につき 36,000円	1 件につき 18,000円
（2）床面積の合計が200平方メートル以上	1 件につき 40,000円	1 件につき 20,000円
2 一戸建ての住宅以外の住宅（共用部分の性能を判		

定に用い ない場合 には、共用部 分を除く。)	(1) 床面積 の合計が300平方 メートル未 満	1 件につき 72,000円	1 件につき 53,000円	1 件につき 34,000円
	(2) 床面積 の合計が300平方 メートル以 上、2,000平 方メートル 未満	1 件につき 121,000円	1 件につき 90,000円	1 件につき 60,000円
	(3) 床面積 の合計が2,000平方 メートル以 上、5,000平 方メートル 未満	1 件につき 205,000円	1 件につき 156,000円	1 件につき 108,000円
	(4) 床面積 の合計が	1 件につき 294,000円	1 件につき 228,000円	1 件につき 163,000円

5,000平方メートル以上	
---------------	--

(イ) 次の表の左欄に掲げる工場等（工場その他知事が定める建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）でない非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 300平方メートル未満	1 件につき <u>238,000円</u> （簡易評価法によって判定する場合は、 <u>91,000円</u> ）
2 300平方メートル以上、 1,000平方メートル未満	1 件につき <u>298,000円</u> （簡易評価法によって判定する場合は、 <u>116,000円</u> ）
3 1,000平方メートル以上、 2,000平方メートル未満	1 件につき <u>385,000円</u> （簡易評価法によって判定する場合は、 <u>153,000円</u> ）
4 2,000平方メートル以上、 5,000平方メートル未満	1 件につき <u>550,000円</u> （簡易評価法によって判定する場合は、 <u>247,000円</u> ）
5 5,000平方メートル以上、 10,000平方メートル未満	1 件につき <u>678,000円</u> （簡易評価法によって判定する場合は、 <u>323,000円</u> ）

(ア) 次の表の左欄に掲げる工場等でない非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 300平方メートル未満	1 件につき <u>214,000円</u> （簡易評価法の場合は、 <u>82,000円</u> ）
2 300平方メートル以上、 1,000平方メートル未満	1 件につき <u>268,000円</u> （簡易評価法の場合は、 <u>104,000円</u> ）
3 1,000平方メートル以上、 2,000平方メートル未満	1 件につき <u>346,000円</u> （簡易評価法の場合は、 <u>137,000円</u> ）
4 2,000平方メートル以上、 5,000平方メートル未満	1 件につき <u>493,000円</u> （簡易評価法の場合は、 <u>222,000円</u> ）
5 5,000平方メートル以上、 10,000平方メートル未満	1 件につき <u>608,000円</u> （簡易評価法の場合は、 <u>290,000円</u> ）



6	10,000平方メートル以上、 25,000平方メートル未満	1件につき <u>801,000円</u> （簡易評 価法によって判定する場合は、 <u>388,000円</u> ）
7	25,000平方メートル以上	1件につき <u>914,000円</u> （簡易評 価法によって判定する場合は、 <u>455,000円</u> ）

(ウ) 次の表の左欄に掲げる工場等である非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 300平方メートル未満	1件につき <u>24,000円</u> （簡易評 価法によって判定する場合は、 <u>20,000円</u> ）
2 300平方メートル以上、 1,000平方メートル未満	1件につき <u>32,000円</u> （簡易評 価法によって判定する場合は、 <u>28,000円</u> ）
3 1,000平方メートル以上、 2,000平方メートル未満	1件につき <u>45,000円</u> （簡易評 価法によって判定する場合は、 <u>39,000円</u> ）
4 2,000平方メートル以上、 5,000平方メートル未満	1件につき <u>107,000円</u> （簡易評 価法によって判定する場合は、 <u>99,000円</u> ）
5 5,000平方メートル以上、 10,000平方メートル未満	1件につき <u>158,000円</u> （簡易評 価法によって判定する場合は、 <u>150,000円</u> ）

6	10,000平方メートル以上、 25,000平方メートル未満	1件につき <u>718,000円</u> （簡易評 価法の場合は、 <u>348,000円</u> ）
7	25,000平方メートル以上	1件につき <u>820,000円</u> （簡易評 価法の場合は、 <u>409,000円</u> ）

(イ) 次の表の左欄に掲げる工場等である非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 300平方メートル未満	1件につき <u>21,000円</u> （簡易評 価法の場合は、 <u>18,000円</u> ）
2 300平方メートル以上、 1,000平方メートル未満	1件につき <u>29,000円</u> （簡易評 価法の場合は、 <u>25,000円</u> ）
3 1,000平方メートル以上、 2,000平方メートル未満	1件につき <u>40,000円</u> （簡易評 価法の場合は、 <u>35,000円</u> ）
4 2,000平方メートル以上、 5,000平方メートル未満	1件につき <u>96,000円</u> （簡易評 価法の場合は、 <u>89,000円</u> ）
5 5,000平方メートル以上、 10,000平方メートル未満	1件につき <u>141,000円</u> （簡易評 価法の場合は、 <u>134,000円</u> ）

<p>6 10,000平方メートル以上、 25,000平方メートル未満</p> <p>7 25,000平方メートル以上</p>	<p>1 件につき195,000円（簡易評価法によって判定する場合は、<u>186,000円</u>）</p> <p>1 件につき241,000円（簡易評価法によって判定する場合は、<u>231,000円</u>）</p>	<p>1 件につき175,000円（簡易評価法の場合は、<u>167,000円</u>）</p> <p>1 件につき216,000円（簡易評価法の場合は、<u>207,000円</u>）</p>
<p>イ 住宅の用に供する部分を有する建築物に係るもの（アに掲げるものを除く。） アの（ア）に定める額</p> <p>ウ 工場等でない非住宅部分を有する建築物に係るもの（アに掲げるものを除く。） アの（イ）に定める額</p> <p>エ 工場等である非住宅部分を有する建築物に係るもの（アに掲げるものを除く。） アの（ウ）に定める額</p>		<p>イ 工場等でない非住宅部分を有する建築物の新築に係るもの（アに掲げるものを除く。） アの（ア）に定める額</p> <p>ウ 工場等である非住宅部分を有する建築物の新築に係るもの（アに掲げるものを除く。） アの（イ）に定める額</p> <p>エ 建築物の非住宅部分の増築又は改築に係るもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア）工場等でない非住宅部分及び工場等である非住宅部分の増築又は改築に係るもの 次の a 及び b に定める額</p> <p style="text-align: center;">を合計した額</p>

a アの(ア)の表の左欄に掲げる知事が定める方法によつて算定した工場等でない非住宅部分の判定すべき

面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

b アの(イ)の表の左欄に掲げる知事が定める方法によつて算定した工場等である非住宅部分の判定すべき

面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(イ) 工場等でない非住宅部分の増築又は改築に係るもの

((ア)に掲げるものを除く。) (ア)の a に定める額

(ウ) 工場等である非住宅部分の増築又は改築に係るもの

((ア)に掲げるものを除く。) (ア)の b に定める額

(315の 8) 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物省エネ法第12条第2項の国土交通省令で定める軽微な変更に該当していることを証する書面の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(315の 8) 建築物省エネ法第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物省エネ法第11条第2項の国土交通省令で定める軽微な変更に該当していることを証する書面の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係るもの 次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額  
(ア) 前号アの(ア)の表の左欄に掲げる変更後の住宅の用に供する部分(増加する部分を除く。)の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する住宅の用に供する部分の床面積を加えた面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(イ) 前号アの(イ)の表の左欄に掲げる変更後の工場等でない非住宅部分(増加する部分を除く。)の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する工場等でない非住宅部分の床面積を加えた面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(ウ) 前号アの(ウ)の表の左欄に掲げる変更後の工場等である非住宅部分(増加する部分を除く。)の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する工場等である非住宅部分の床面積を加えた面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

イ 住宅の用に供する部分を有する建築物に係るもの(アに掲げるものを除く。) アの(ア)に定める額

ア 工場等でない非住宅部分及び工場等である非住宅部分を有する建築物に係るもの 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 前号アの(ア)の表の左欄に掲げる変更後の工場等でない非住宅部分(増加する部分を除く。)の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する工場等でない非住宅部分の床面積を加えた面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(イ) 前号アの(イ)の表の左欄に掲げる変更後の工場等である非住宅部分(増加する部分を除く。)の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する工場等である非住宅部分の床面積を加えた面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

ウ 工場等でない非住宅部分を有する建築物に係るもの(ア)に掲げるものを除く。) アの(イ)に定める額

エ 工場等である非住宅部分を有する建築物に係るもの(ア)に掲げるものを除く。) アの(ウ)に定める額

(315の9) 建築物省エネ法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 (同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額			
	標準評価 法によつ	併用評価 法によつ	簡易評価 法によつ	適合証の 添付があ

イ 工場等でない非住宅部分を有する建築物に係るもの(ア)に掲げるものを除く。) アの(ア)に定める額

ウ 工場等である非住宅部分を有する建築物に係るもの(ア)に掲げるものを除く。) アの(イ)に定める額

(315の9) 建築物省エネ法第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 (同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	建築物省エネ 法第35条第1 場合	適合証の添付 がある場合

て認定する 場合	て認定する 場合	て認定する 場合	項各号に掲げ る基準に適合 することを証 する書類とし て知事が定め るもの（以下 この号におい て「適合証」 という。）の 添付がない場 合		
<p>1 一戸建て の住宅 (1) 床面 積の合計 が200平方 メートル未 満 (2) 床面 積の合計 が200平方 メートル以 上</p>	<p>1 一件につ き36,000 円</p>	<p>1 一件につ き27,000 円</p>	<p>1 一件につ き31,000円</p>	<p>1 一件につ き16,000円</p>	<p>1 一件につ き4,000円</p>
<p>2 一戸建て の住宅以外</p>	<p>1 一件につ き40,000 円</p>	<p>1 一件につ き29,000 円</p>	<p>1 一件につ き35,000円</p>	<p>1 一件につ き17,000円</p>	<p>1 一件につ き4,000円</p>

<p>の住宅（共用部分の性能を建築物省エネ法第30条第1項第1号の基準への適合性に用いない場合は、共用部分を除く。）</p> <p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満</p>	<p>1件につき72,000円</p>	<p>1件につき53,000円</p>	<p>1件につき34,000円</p>	<p>1件につき10,000円</p>	<p>の住宅（共用部分の性能を建築物省エネ法第35条第1項第1号の基準への適合性に用いない場合は、共用部分を除く。）</p> <p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満</p>	<p>1件につき63,000円</p>	<p>1件につき30,000円</p>	<p>1件につき9,000円</p>
<p>(2) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満</p> <p>(3) 床面積の合計が</p>	<p>1件につき121,000円</p>	<p>1件につき90,000円</p>	<p>1件につき60,000円</p>	<p>1件につき21,000円</p>	<p>(2) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満</p>	<p>1件につき105,000円</p>	<p>1件につき52,000円</p>	<p>1件につき18,000円</p>
<p>(3) 床面積の合計が</p>	<p>1件につき205,000円</p>	<p>1件につき156,000円</p>	<p>1件につき108,000円</p>	<p>1件につき47,000円</p>	<p>(3) 床面積の合計が</p>	<p>1件につき180,000円</p>	<p>1件につき94,000円</p>	<p>1件につき41,000円</p>

2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	円	円	円	円
(4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上	1件につき294,000円	1件につき228,000円	1件につき163,000円	1件につき84,000円

(イ) 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額		
	標準評価法によつて認定する場合	簡易評価法によつて認定する場合	適合証の添付がある場合
1 300平方メートル未満	1件につき238,000円	1件につき91,000円	1件につき10,000円
2 300平方メートル以上、2,000平方メートル	1件につき385,000円	1件につき153,000円	1件につき28,000円

2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	円	円	円
(4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上	1件につき257,000円	1件につき143,000円	1件につき74,000円

(イ) 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額		
	適合証がない場合	簡易評価法の場合	適合証の添付がある場合
1 300平方メートル未満	1件につき208,000円	1件につき80,000円	1件につき9,000円
2 300平方メートル以上、2,000平方メートル	1件につき337,000円	1件につき134,000円	1件につき25,000円



未満	1 件につき	1 件につき	1 件につき	1 件につき
3	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	481,000円	216,000円	74,000円
4	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満	592,000円	282,000円	116,000円
5	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満	700,000円	339,000円	147,000円
6	25,000平方メートル以上	799,000円	398,000円	184,000円

イ・ウ 略

(315の10) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物  
 エネルギー消費性能向上計画の変更の認定 次のアからウまでに定める額を合計した額（同条第2項において準用する建

未満	1 件につき	1 件につき	1 件につき	1 件につき
3	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	247,000円	84,000円	
4	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満	323,000円	133,000円	
5	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満	388,000円	168,000円	
6	25,000平方メートル以上	455,000円	210,000円	

イ・ウ 略

(315の10) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物  
 エネルギー消費性能向上計画の変更の認定 次のアからウまでに定める額を合計した額（同条第2項において準用する建

建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)

ア～ウ 略

建築物省エネ法第35条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)

ア～ウ 略

(315の11) 建築物省エネ法第41条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係るもの 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額  
 (ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 一戸建て	建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの(以下この号において「適合証」という。)の添付がない場合 適合証の添付がある場合

<p>の住宅</p>	<p>(1) 床面積の合計が200平方メートル未満</p>	<p>1件につき31,000円 (簡易評価法の場合は、16,000円)</p>	<p>1件につき4,000円</p>
<p>2</p>	<p>一戸建ての住宅以外の住宅（共用部分の性能を建築物エネルギー消費性能基準への適合性の判定に用いない場合にあつては、共用部分を除く。）</p>	<p>1件につき35,000円 (簡易評価法の場合は、17,000円)</p>	<p>1件につき4,000円</p>
<p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満</p>	<p>1件につき63,000円 (簡易評価法の場合は、30,000円)</p>	<p>1件につき9,000円</p>	

(2) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1 件につき105,000円 (簡易評価法の場合は、52,000円)	1 件につき18,000円
(3) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1 件につき180,000円 (簡易評価法の場合は、94,000円)	1 件につき41,000円
(4) 床面積の合計が5,000平方メートル以上	1 件につき257,000円 (簡易評価法の場合は、143,000円)	1 件につき74,000円

(イ) 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応

じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
	合	合

1	300平方メートル未満	1件につき208,000円 (簡易評価法の場合は、80,000円)	1件につき9,000円
2	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1件につき337,000円 (簡易評価法の場合は、134,000円)	1件につき25,000円
3	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1件につき481,000円 (簡易評価法の場合は、216,000円)	1件につき74,000円
4	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満	1件につき592,000円 (簡易評価法の場合は、282,000円)	1件につき116,000円
5	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満	1件につき700,000円 (簡易評価法の場合は、339,000円)	1件につき147,000円

6	25,000 平方メートル以上	1 件につき 799,000 円 (簡易評価法の場合は、 398,000 円)	1 件につき 184,000 円
---	-----------------	---	------------------

イ 住宅の用に供する建築物（非住宅部分を有するものを除く。）に係るもの アの(ア)に定める額

ウ 住宅以外の用に供する建築物に係るもの アの(イ)に定める額

(316) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項又は第16条第1項の規定に基づく教育職員の普通免許状の授与 1件につき3,300円

(317) 教育職員免許法第5条第2項の規定に基づく教育職員の特別免許状の授与 1件につき3,300円

(318) 教育職員免許法第5条第5項の規定に基づく教育職員の臨時免許状の授与 1件につき1,900円

(318の2)～(328) 略

2 略

(316) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項又は第16条第1項の規定に基づく教育職員の普通免許状の授与 (同法第16条の2に規定する再授与を含む。) 1件につき3,300円

(317) 教育職員免許法第5条第2項の規定に基づく教育職員の特別免許状の授与 (同法第16条の2に規定する再授与を含む。) 1件につき3,300円

(318) 教育職員免許法第5条第5項の規定に基づく教育職員の臨時免許状の授与 (同法第16条の2に規定する再授与を含む。) 1件につき1,900円

(318の2)～(328) 略

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第303号及び同項第315号の7から第315号の9までの規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請について適用し、同日前に行われた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

## 議案第44号

### 鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

次のおり鳥取県警察手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前



<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(47) 略</p> <p>(48) 及び (49) <u>削除</u></p> <p>(50)～(68) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(47) 略</p> <p>(48) <u>自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項(同法第7条第2項(同法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく保管場所標章の交付 <u>1件につき550円</u></p> <p>(49) <u>自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第3項(同法第7条第2項(同法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく保管場所標章の再交付 <u>1件につき550円</u></p> <p>(50)～(68) 略</p> <p>2 略</p>
--	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第 4 5 号

### 鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例を廃止する条例

次のとおり鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96

条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例を廃止する条例

鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例（令和元年鳥取県条例第24号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

- 2 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）			
名称		名称			
略		略			
鳥取県地方港湾審議会		鳥取県地方港湾審議会			
港湾法（昭和25年法律第218号）第35条の2第1項に規定する事項		港湾法（昭和25年法律第218号）第35条の2第1項に規定する事項			
鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地下水等調査会		鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地下水等調査会			
略		鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地下水等調査会 条例第24号）第2条に規定する事項			
略		略			